

「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に係る広島県手続要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「法」という。）、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成27年広島県規則第12号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(適用)

第3条 この要綱は、広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、東広島市及び廿日市市の区域を除く県下全域に適用する。

(認定の申請)

第4条 法第102条第1項の認定を申請する者は、木造のマンション又は木造と木造以外の構造とを併用するマンションについては、省令別記様式第十一の正本及び副本並びに別記様式第十二の正本及び副本に、木造の構造部分を有しないマンションについては省令別記様式第十一の正本及び副本に、それぞれ省令第49条第1項に定める図書又は書面（県細則第3条で定める書類を含む。）を添えたものを、広島県土木建築局建築課（以下「建築課」という。）に提出するものとする。

(許可の申請)

第5条 法第105条第1項の許可を申請する者は、申請書（省令別記様式第十五）の正本及び副本に、県細則第4条で定める図書及び書面を添えて、建築課に提出するものとする。

なお、許可の申請に係る手数料は、係員の指示により、所定の窓口で納付するものとする。

(設計の変更届)

第6条 法第105条第1項の許可を受けた者は、マンションの計画の変更をして、当該マンションの建築をしようとするときは、別記様式第1号による設計変更届の正本及び副本に、当該計画の変更内容を示す図書及び当該許可の通知書を添えて、建築課に提出するものとする。

2 法第 105 条第 1 項の許可を受けた者は、前項の規定による計画の変更内容が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、新たに法第 105 条第 1 項の許可を申請するものとする。

- 一 マンションの構造型式の変更等構造設計の基本的な部分を変更するとき。
- 二 避難施設全体の配置の変更又は重要な階段の数若しくは位置の変更等避難計画の根本を変更するとき。
- 三 マンションの面積の重要な変更をするとき。
- 四 マンションの各部分の高さを変更するとき（マンションの高さが減少する場合を除く。）。
- 五 その他知事が必要と認めるとき。

（申請者の氏名又は住所の変更届）

第 7 条 法第 105 条第 1 項の許可を受けた者は、当該マンションの工事完了前に、その氏名若しくは住所に変更があったとき又は地位の承継があったときは、別記様式第 2 号による名義等変更届の正本及び副本に、当該許可の通知書を添えて、建築課に提出するものとする。

（取下げ届）

第 8 条 法第 102 条第 1 項、法第 105 条第 1 項又はこの要綱による申請書又は届出書を取り下げようとする者は、別記様式第 3 号による取下げ届の正本及び副本を、建築課に提出するものとする。

（工事の取りやめ届）

第 9 条 法第 105 条第 1 項の許可を受けた者は、当該マンションの工事を取りやめたときは、別記様式第 4 号による工事取りやめ届の正本及び副本に、当該許可の申請書の副本及びその添付図書並びに通知書を添えて、建築課に提出するものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 2 月 15 日から施行する。